

「商標法講義」誤植 正誤表

頁	行	誤	正
8	10	他数人	多数人
12	5、7	規程する	規定する
13	下から2	不正競争防止法は	不正競争防止法上は
31	注3行目	同15	同上
85	下から2	生産知	生産地
141	3	知財高判	大阪高判
155	3	(影)響を及ぼ <u>う</u> ものではない。	(影)響を及ぼ <u>す</u> ものではない。
180	11	について出張立証がないので、	について主張立証がないので、
190	10	8号3項にいう～	3項にいう～
193	3	第8講参照。)	第9講参照。)
194	2	第8講参(照)	第9講参(照)
198	下から3	第8講参照)	第9講参照)
213	最終行からの一文	指定役務「飲食物の提供」は、	指定役務「飲食物の提供」の <u>需要者</u> は、
237	7	審査官が把握していな周知商標	審査官が把握していない周知商標
256	2	対象的な判断である。	対照的な判断である。
267	下から4	原告による	被告による
287	2	東京地判	大阪地判
359	本文最終行	別個 <u>と</u> ものと～	別個 <u>の</u> ものと～
363	2～4	並行輸入品は、～利益となる。	*重複記載→削除
366	下から2	国内総代理店等により安価に～	国内総代理店等より安価に～
404	10～14	百貨店の包装や～明確でない。	*重複記載→削除
447	中央段落 下から2	原審での両者製品の <u>具体的</u> に對比	原審での両者製品の <u>具体的な</u> 対比
450	本文下から2	とおりで <u>あり</u> 。	とおりで <u>ある</u> 。
455	本文最終行	とは <u>対象</u> 的に、	とは <u>対照</u> 的に、
468		中山信弘編『知的財産権と現代社会—牧野利秋判 <u>時</u> 退官記念—』	中山信弘編『知的財産権と現代社会—牧野利秋判 <u>事</u> 退官記念—』
472	10	東京地判～〔マグアンプ〕	大阪地判～〔マグアンプ〕